

鹿 児 島 県 公 報

平成27年12月4日（金）第3168号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 2
- 海岸保全区域の指定の廃止 (農地整備課取扱い) 2
- 海岸保全区域の指定 (農地整備課取扱い) 4
- 道路の区域の変更（3件） (道路維持課取扱い) 4
- 都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5

公 告

- 落札者等の公告 (会計課取扱い) 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表の一部訂正（3件） (選挙管理委員会取扱い) 6
- 選挙運動費用収支報告書の要旨の公表の一部訂正 (選挙管理委員会取扱い) 9

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1020 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
屋久島徳洲会病院	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地

2 認定の有効期限

平成30年11月24日

鹿 児 島 県 告 示 第 1021 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
小規模特別養護老人ホーム長谷の里	熊毛郡南種子町中之上1702番地4	社会福祉法人幸風会	熊毛郡南種子町中之上1702番地4	石堂 和雄	平成27年12月1日	短期入所生活介護

鹿児島県告示第1022号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
小規模特別養護老人ホーム長谷の里	熊毛郡南種子町中之上1702番地4	社会福祉法人幸風会	熊毛郡南種子町中之上1702番地4	石堂 和雄	平成27年12月1日	介護予防短期入所生活介護

鹿児島県告示第1023号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
かもめ薬局	西之表市鴨女町95番地	平成27年12月1日	精神通院医療
有限会社マエノ薬局	伊佐市大口元町8-10	平成27年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1024号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1274号	平成33年12月21日	なたね油かす及びその粉末	なたね油かす粉末	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当なし	村山製油株式会社	肝属郡東串良町岩弘2640番地1

鹿児島県告示第1025号

昭和43年1月24日鹿児島県告示第68号で与論町長が管理する区域として指定した海岸保全区域のうち、次の区域の指定を海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項及び第5条第2項の規定により廃止する。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

沿岸名	海岸名	起 点	終 点	陸 海 域 界	管 理 者
薩南諸島沿岸	与論町海岸（ハケビナ地区海岸）	大島郡与論町大字立長字長泊1624番地東角	大島郡与論町大字立長字茶泊2977番地北角	陸域界 No. 1 起点から北東3度30分 距離92メートル No. 2 No. 1 から北東75度 距離20メートル No. 3 No. 2 から南東51度10分 距離302メートル No. 4 No. 3 から南東23度20分 距離157メートル No. 5 No. 4 から南西15度 距離8メートル 終点 No. 5 から南西45度30分 距離170メートル No. 6 終点から南東44度30分 距離15メートル No. 7 No. 6 から北東45度10分 距離176メートル No. 8 No. 7 から北東20度 距離8メートル No. 9 No. 8 から北西25度30分 距離169メートル No.10 No. 9 から北西51度10分 距離305メートル No.11 No.10から南西75度 距離31メートル No.12 No.11から南西3度30分 距離94メートル 起点及びNo. 1 からNo.12までの各点を順次結ぶ線で囲まれる区域 海域界 No.13 起点から南東86度30分 距離50メートル No.14	与論町長

				No.3から南西50度 距離30 メートル No.15 No.5から北西70度 距離30 メートル No.16 終点から北西44度30分 距 離30メートル No.13からNo.16まで、終点、 No.5、No.4、No.3、No.2、No. 1及び起点の各点を順次結ぶ 線で囲まれる区域
--	--	--	--	---

鹿児島県告示第1026号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

ハキビナ地区海岸保全区域

鹿児島県薩南諸島沿岸与論町海岸ハキビナ地区海岸

区 域	
起点及び点No.1を直線で結んだ線，点No.1から点No.10までを順次に直線で結んだ線並びに起点及び点No.10を直線で結んだ線によって囲まれた区域 起点（大島郡与論町大字立長字長泊1623番6地先の起点標石の位置） 点No.1（起点から343度24分55秒90.000メートルの点） 点No.2（点No.1から25度41分07秒33.553メートルの点） 点No.3（点No.2から112度54分44秒293.758メートルの点） 点No.4（点No.3から127度48分32秒162.516メートルの点） 点No.5（点No.4から157度53分26秒7.806メートルの点） 点No.6（点No.5から183度48分01秒170.633メートルの点） 点No.7（点No.6から277度11分01秒46.261メートルの点） 点No.8（点No.7から6度15分36秒148.625メートルの点） 点No.9（点No.8から308度44分49秒134.511メートルの点） 点No.10（点No.9から284度42分11秒199.415メートルの点）	

鹿児島県告示第1027号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年12月4日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市古江町1577番1地先から同市天神町4163番1地先まで	前	7.0～13.6	1,350.0
			前	19.8～73.8	1,163.0
			後	19.8～73.8	1,163.0

鹿児島県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成27年12月4日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	塗木大隅線	志布志市松山町新橋字稗ヶ 迫5987番5地先から同市松 山町新橋字仮屋6813番9地 先まで	前	22.5～56.0	326.0
			後	13.0～31.0	326.0

鹿児島県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成27年12月4日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	阿多川辺線	南さつま市金峰町白川字田 原2868番1地先から同市金 峰町白川字高名田2445番9 地先まで	前	4.5～28.0	545.6
			前	12.4～28.0	527.4
			後	12.4～28.0	527.4

鹿児島県告示第1030号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので，同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により，当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，関係市町村の住民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類

出水都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

出水都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び北薩地域振興局建設部建設総務課並びに出水市建設部都市計画課

4 縦覧期間及び時間

平成27年12月4日から同月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

大隅地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年12月4日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活介護事業所 あおぞら	鹿屋市川東町 6748番地2	鹿屋福祉サービス株式会社	鹿屋市旭原町 2708番地4	岩下 拓郎	平成27年 12月1日	生活介護

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年12月4日

鹿児島県警察本部長 種部滋康

- 落札に係る物品等の名称及び数量
交通規制等管理システムの賃貸借 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 落札者を決定した日
平成27年9月25日
- 落札者の氏名及び住所
アトミクス株式会社
東京都板橋区舟渡三丁目9番6号
- 落札金額
29,095,200円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成27年8月11日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鹿児島県第四選挙区支部から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表（平成24年11月27日鹿児島県選挙管理委員会告示第58号）の一部を次のとおり訂正する。

平成27年12月4日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

（平成23年分）〔政党〕の部政治団体の名称（自由民主党鹿児島県第四選挙区支部）のうち

1 中

「(1) 収入総額	<u>23,884,820円</u>	
ア 前年繰越額	1,753,904円	
イ 本年收入額	<u>22,130,916円</u>	を
(2) 支出総額	20,872,168円	
(3) 翌年への繰越額	<u>3,012,652円</u>	」
「(1) 収入総額	<u>24,223,820円</u>	

ア 前年繰越額	1,753,904円	
イ 本年收入額	<u>22,469,916円</u>	に,
(2) 支出総額	20,872,168円	
(3) 翌年への繰越額	<u>3,351,652円</u>	」

同政治団体の名称（自由民主党鹿児島県第四選挙区支部）のうち2中

「(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	1,093,200円
イ 寄附		13,017,160円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	(内訳別掲)	13,017,160円
a 個人からの寄附		1,524,000円
b 法人その他の団体からの寄附		11,293,160円
c 政治団体からの寄附		200,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		8,000,000円
自由民主党政党交付金		8,000,000円
カ その他の収入		20,556円
一件十万円未満のもの		20,556円
合計		<u>22,130,916円</u>

「(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	1,093,200円
イ 寄附		13,017,160円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	(内訳別掲)	13,017,160円
a 個人からの寄附		1,524,000円
b 法人その他の団体からの寄附		11,293,160円
c 政治団体からの寄附		200,000円
ウ <u>機関紙誌の発行その他の事業による収入</u>		<u>339,000円</u>
<u>新春の集い国政報告会</u>		<u>339,000円</u>
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		8,000,000円
自由民主党政党交付金		8,000,000円
カ その他の収入		20,556円
一件十万円未満のもの		20,556円
合計		<u>22,469,916円</u>

る。

鹿児島県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鹿児島県第四選挙区支部から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表（平成25年11月29日鹿児島県選挙管理委員会告示第45号）の一部を次のとおり訂正する。

平成27年12月4日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

(平成24年分) [政党（政党の支部）] の部政治団体の名称（自由民主党鹿児島県第四選挙区支部）のうち1中

「(1) 収入総額		
ア 前年繰越額		<u>41,058,545円</u>
イ 本年收入額		<u>3,012,652円</u>
(2) 支出総額		<u>38,045,893円</u>
(3) 翌年への繰越額		<u>37,910,555円</u>
		<u>3,147,990円</u>

「(1) 収入総額	41,824,345円	
ア 前年繰越額	<u>3,351,652円</u>	
イ 本年收入額	<u>38,472,693円</u>	に、
(2) 支出総額	37,910,555円	
(3) 翌年への繰越額	<u>3,913,790円</u>	」

同政治団体の名称（自由民主党鹿児島県第四選挙区支部）のうち2中

「(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	2,007,600円
イ 寄附		16,787,685円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	(内訳別掲)	16,787,685円
a 個人からの寄付		1,200,000円
b 法人その他の団体からの寄附		11,387,685円
c 政治団体からの寄附		4,200,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		19,250,000円
自由民主党政党交付金		19,250,000円
カ その他の収入		608円
一件十万円未満のもの		608円
合計		<u>38,045,893円</u>

を

「(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	2,007,600円
イ 寄附		16,787,685円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	(内訳別掲)	16,787,685円
a 個人からの寄付		1,200,000円
b 法人その他の団体からの寄附		11,387,685円
c 政治団体からの寄附		4,200,000円
ウ <u>機関紙誌の発行その他の事業による収入</u>		426,800円
<u>新春の集い国政報告会</u>		<u>426,800円</u>
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		19,250,000円
自由民主党政党交付金		19,250,000円
カ その他の収入		608円
一件十万円未満のもの		608円
合計		<u>38,472,693円</u>

に改め

る。

鹿児島県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鹿児島県第四選挙区支部から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表（平成26年11月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のとおり訂正する。

平成27年12月4日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

(平成25年分) [政党(政党の支部)] の部政治団体の名称（自由民主党鹿児島県第四選挙区支部）のうち1中

「(1) 収入総額	31,064,076円	
ア 前年繰越額	<u>3,147,990円</u>	
イ 本年收入額	<u>27,916,086円</u>	を
(2) 支出総額	24,076,825円	
(3) 翌年への繰越額	<u>6,987,251円</u>	」

「(1) 収入総額	32,060,876円	
ア 前年繰越額	<u>3,913,790円</u>	
イ 本年収入額	<u>28,147,086円</u>	に,
(2) 支出総額	24,076,825円	
(3) 翌年への繰越額	<u>7,984,051円</u>	」

同政治団体の名称（自由民主党鹿児島県第四選挙区支部）のうち2中

「(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	2,123,400円
イ 寄附		11,142,000円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	(内訳別掲)	11,142,000円
a 個人からの寄付		1,200,000円
b 法人その他の団体からの寄附		8,842,000円
c 政治団体からの寄附		1,100,000円
エ 借入金		2,650,000円
全国泰山会		2,650,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		12,000,000円
自由民主党政党交付金		12,000,000円
カ その他の収入		686円
一件十万円未満のもの		686円
合計		<u>27,916,086円</u>

「(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	2,123,400円
イ 寄附		11,142,000円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	(内訳別掲)	11,142,000円
a 個人からの寄付		1,200,000円
b 法人その他の団体からの寄附		8,842,000円
c 政治団体からの寄附		1,100,000円
ウ <u>機関紙誌の発行その他の事業による収入</u>		<u>231,000円</u>
<u>新春の集い国政報告会</u>		<u>231,000円</u>
エ 借入金		2,650,000円
全国泰山会		2,650,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		12,000,000円
自由民主党政党交付金		12,000,000円
カ その他の収入		686円
一件十万円未満のもの		686円
合計		<u>28,147,086円</u>

る。

鹿児島県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条の規定による平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動の収支に関する報告書について、出納責任者の小里明弘から訂正の報告があったので、選挙運動費用収支報告書の要旨の公表（平成25年9月27日鹿児島県選挙管理委員会告示第38号）の一部を次のとおり訂正する。

平成27年12月4日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

3 報告書の要旨の候補者氏名小里泰弘に関する平成24年12月28日受理の第1回報告分中
「収 入

円

主たる寄附

(氏名 団体名) (職業) (寄附額) を

自由民主党鹿児島県第四選挙区

支部 9,000,000

今回計 9,000,000

総 計 9,000,000」

「収 入

円

主たる寄附

(氏名 団体名) (職業) (寄附額)

自由民主党鹿児島県第四選挙区

支部 5,000,000 に改める。

山崎 定男 会社役員 1,000,000

小里 貞利 団体役員 1,500,000

小里 幸子 無職 1,500,000

今回計 9,000,000

総 計 9,000,000」